

労働時報

CONTENTS

- 平成26年度中小企業労働相談所における労働相談の状況
- 社員・シャイン職場づくり推進表彰企業の表彰式
- 社員・シャイン職場づくり推進登録企業募集
- 育児休業取得促進事業補助金
- 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止
- 労務改善 Q & A
- 平成26年度労働組合基礎調査結果概要
- 平成27年度労使関係総合調査ご協力をお願い
- 全国安全週間
- 奈良県の労働経済主要指標

地域就職支援センター

ハローワークのスタッフがおり、求人情報の閲覧、仕事の相談・紹介が可能です

◆奈良県地域就職支援センター (奈良市)
☎0742-25-3708

月～金 8時30分～17時

奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良1階

◆大和高田地域就職支援センター (大和高田市)
☎0745-41-8609

月～金 8時30分～17時

大和高田市幸町2-33 奈良県産業会館3階

労働相談ダイヤル

◆奈良県雇用労政課

☎0120-450-355

月～金 9時～17時

7・8月はサマータイムのため

月～金 9時～16時45分

◆エルトピア奈良 (奈良労働会館)

☎0742-26-6900

第1・第3土 13時～17時

◆エルトピア中和 (中和労働会館)

☎0745-22-6631

第2・第4土 13時～17時

奈良県労働委員会

労働者と使用者の紛争解決のための「あっせん」を行っています。

☎0742-20-4431 月～金 8時30分～17時

※平成27年度から、労働委員会委員による労働相談会を毎月開催しています。

しごと相談ダイヤル

パート・内職・技術講習など情報を提供しています。

◆奈良しごとセンター(エルトピア奈良1階) ☎0742-23-5730 月～土9時～17時

◆高田しごとセンター(奈良県産業会館3階) ☎0745-24-2010 月～土9時～17時

※いずれも祝日・年末年始を除く

平成26年度 中小企業労働相談所における労働相談の状況

奈良県では、労働に関する相談を受け付ける相談所(中小企業労働相談所)を県内3カ所に設置し、電話・面接での相談を行っています。(日時・場所は上記をご覧ください。)

1. 労働相談件数

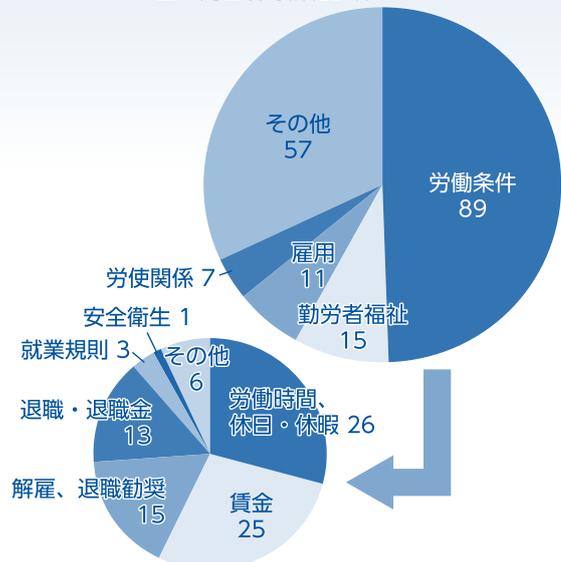
平成26年度の相談件数は181件で、前年度より26件減少しました。相談内容は次のとおりでした。

2. 相談内容 - 「労働条件」が引き続き最多

内容別にみると、最も多かったのは、「労働条件」(賃金、解雇、退職など)に関するもので89件(49.2%)、次に「勤労者福祉」に関するものが15件(8.3%)、「雇用」に関するものが11件(6.1%)、「労働組合及び労使関係」に関するものが7件(3.9%)となっており、前年度と比較すると、主に「勤労者福祉」及び「雇用」に関するものが増加しました。

さらに、1番多かった「労働条件」に関するものの相談内容を項目別にみると、「労働時間、休日・休暇」26件、「賃金」25件、「解雇・退職奨励」15件、「退職・退職金」13件となっています。

図 内容別労働相談件数



(労働条件に関する相談内訳)

奈良県社員・シャイン職場づくり推進表彰企業の 表彰式を行いました!!

仕事と生活の調和のとれた、障害者や高齢者、育児・介護中の労働者など全ての人が働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる企業に登録していただく「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」登録制度も開始から8年目を迎えました。

平成26年度は8社が登録、現在、登録企業数は84社となりました。業種・従業員規模などはそれぞれ違いますが、各事業所とも工夫をしながら取組をされています。そのうち、特に優れた取組を行っている3社に対し、知事から表彰を行いました。

今後各表彰企業を訪問し、取組のきっかけやメリット・苦勞した点などを取材し、次号以降で順次紹介していきます。



平成26年度表彰企業

[仕事と家庭の両立推進部門表彰]

メタコート工業株式会社

[テレワーク推進部門表彰]

有限会社モルガンデータシステム

[若年者雇用推進部門表彰]

奈良交通株式会社

平成26年度新規登録企業

- ・株式会社セフティライフ
- ・中井税務労務事務所
- ・奈良近鉄タクシー株式会社吉野営業所
- ・奈良県緑化土木協同組合
- ・株式会社日本政策金融公庫奈良支店
- ・メタコート工業株式会社
- ・森井食品株式会社
- ・有限会社モルガンデータシステム

(五十音順)

奈良県社員・シャイン職場づくり推進登録企業を 募集しています!!

今年度も引き続き社員・シャイン職場づくり推進登録企業を募集します。

働きやすい職場づくりの取組は、従業員のモチベーションや企業イメージのアップ、企業活力・生産性の向上などに結びつく「あすへの投資」です!

従業員全員がいきいきと働く元気な企業を目指しませんか?

ご登録お待ちしております!!

申請及び問い合わせ先

〒630-8501

奈良市登大路町30

奈良県産業・雇用振興部雇用労政課 労政福祉係

TEL: 0742-27-8828

※登録要件など詳細は、雇用労政課

ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nara.jp/4090.htm>



登録すると…

- ★県HPで取組内容を紹介。企業HPへリンク。
- ★労働関係情報誌やメールマガジン等で紹介。
- ★商工中金や県の制度融資の利用(審査あり)。
- ★表彰企業は、新聞や県広報誌で紹介。
- ★奈良県公契約条例において加点評価されます。

育児休業期間中の従業員に経済的支援を行う 事業者のみなさまへの

補助金があります



**育児休業取得促進事業補助金とは、
育児休業期間中の従業員に育児休業給付金に上乗せして
経済的支援※1を行った事業者へ補助※2をおこなうものです。**

- ※1 経済的支援とは、事業者が対象従業員に支払う賃金等をいいます。ただし、労働の対価として支払われる賃金及び出産祝い金等、個人的臨時的に支払われる金銭または共済等が支給する手当は除きます。
- ※2 補助期間は、育児休業開始後180日に達した日の翌日以降、育児休業給付金が支給される期間です。

育児休業取得促進事業補助金

育児休業期間中の従業員に育児休業給付金に上乗せして支払った賃金等の額に補助率を乗じた額を助成します。

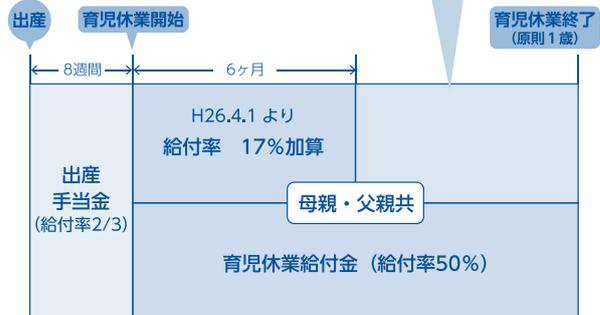
補助率 10/10

上限 育児休業開始時賃金日額に支給日数を乗じた額の17%

補助対象期間 育児休業開始後180日に達した日の翌日以降、育児休業給付金が支給される期間

※申請の際には、交付申請書に添付書類（賃金台帳など）を添えて、奈良県雇用労政課に提出していただきます。詳細は、雇用労政課までお問い合わせください。

事業者が賃金等を上乗せして支給した場合に、
県が17%の範囲内で事業者に補助



詳細については、

奈良県雇用労政課労政福祉係 へお問い合わせください。

☎0742-27-8828 <http://www.pref.nara.jp/35802.htm>

奈良県 育児補助金

検索

職場のマタハラでつらい思い、していませんか？

～「妊娠したから解雇」は違法です。雇用均等室にご相談ください！～

男女雇用機会均等法が施行されて30年を迎えますが、依然として、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いのトラブルは多く、社会問題となっています。

妊娠・出産・産休の取得等を理由として解雇すること、契約の更新をしないこと、退職を強要することなどは男女雇用機会均等法違反です。ご不明な点などは奈良労働局雇用均等室へご相談下さい。(連絡先：0742-32-0210)

労務改善 Q&A

Q

私は今年4月からサービス業の会社で働き始めたのですが、最近になって本来の仕事とは違う業務までさせられるようになりました。私がすべき業務でないような気がして納得できません。上司に相談しましたが、「うちは中小企業、人が少なく大変なんだから。」と聞き入れてもらえません。このまま我慢するしかないのでしょうか。

A

労働基準法第15条第1項は、労働者との労働契約締結に際し、労働条件を明示する義務を使用者に課しています。その明示方法は、厚生労働省令により文書の交付とされています。

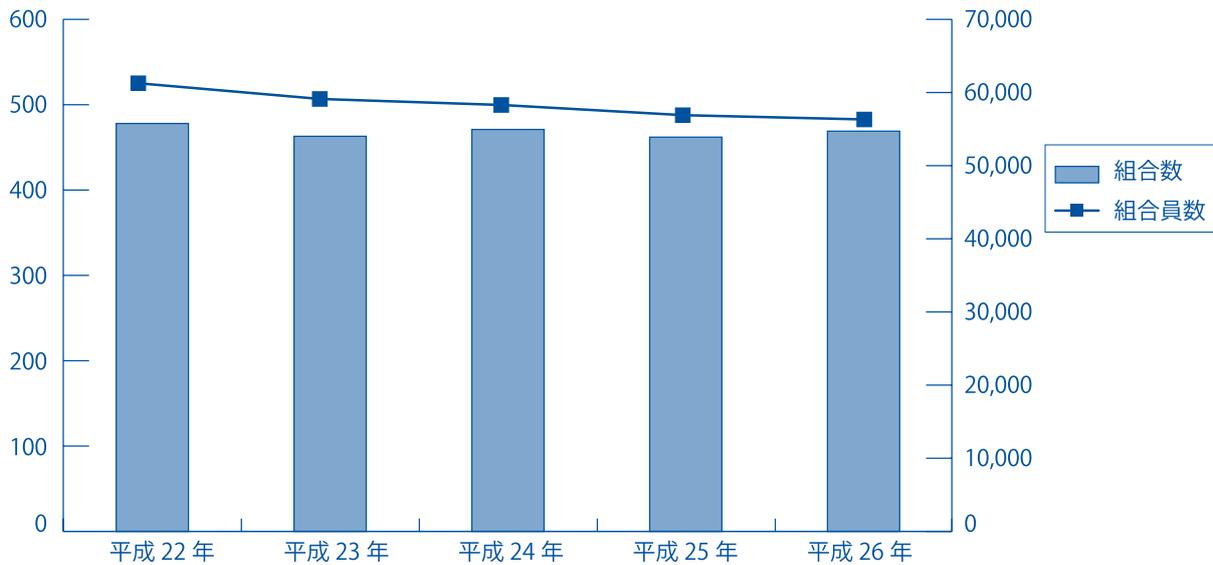
最近では文書の交付が一般化しつつありますが、未だに口頭で簡単な説明があるだけで、入社してしばらく経たないと、仕事の内容、賃金、労働時間など、全容が見えてこない会社があります。また、文書の交付をしていても、必ず明記しなければならない事項が欠落していることもあります。

ご質問の文面からは、会社がどのような労働条件を提示して、質問者様を採用されたのかが分かりません。会社から質問者さんへ、労働条件通知書（または雇用契約書、労働契約書）という文書を渡されていませんか。会社から口頭のみで労働条件の説明を受けていた場合はなおさらですが、質問者さんの仕事の内容を、再度ご確認くださいと思います。

大企業であればおよそ職務ごとに部課制をとり、仕事が縦割りになっているものですが、中小企業の場合、割り当てられた仕事の片手間に、付随する業務や雑用もこなさなければならないのが一般的です。また、会社があまり深いことを考えず、限定的な仕事内容と誤解するような説明をしていたのかもしれない。質問者さんと会社との間で齟齬があるようでしたら、双方で労働条件を見直しされた方が良いでしょう。

なお、本来の仕事とは違う業務の付加により、残業や休日出勤が増えたということはないでしょうか。時間外労働、休日労働の時間が長いほど、心身に与える悪影響は強くなり、健康を害することにつながります。会社は社員への安全配慮義務（健康配慮義務）を負います。そのような視点から、仕事の分担の見直しを上司の方に相談することもありえます。

平成26年度労働組合基礎調査結果概要



平成26年度労働組合基礎調査の結果、県内における単位労働組合の状況（平成26年6月30日時点）は、組合数で469組合、組合員数56,315人で、平成25年同期と比べて組合数は7組合増加し、組合員数は587人減少した。

産業別では、製造業が12,664人と最も多く、次いで公務8,507人、教育・学習支援業6,982人の順である。

平成27年度 労使関係総合調査ご協力をお願い

7月、県下全域で「労使関係総合調査」を実施します（厚生労働省が実施、奈良県が受託）。この調査は次の2つからなり、今後の労働行政の基礎資料とする目的で、毎年行われています。

◆「労働組合基礎調査」

内容：組合員数、加盟組織系統等

対象：全ての労働組合

◆「実態調査」（本年は「労使間の交渉等に関する実態調査」）

内容：労働組合と使用者（又は使用者団体）の間で行われる団体交渉、労働争議及び労働協約の締結等の実態

対象：無作為抽出により選定した労働組合

あわせて実施する調査（奈良県が実施）

◆「賃上げ・一時金要求・妥結状況調査」

内容：労働組合の賃上げ要求等の取組を通じて県内の賃金実態を把握

対象：一定の方法で抽出した労働組合

労働組合基礎調査では、こちらから送付した調査票をご返送いただく方法と、オンライン調査システムを利用してご回答いただく方法の2種類を用意しております。ご多忙中、お手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

全国安全週間

「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」

平成27年7月1日～7月7日（準備期間：6月1日～6月30日）

全国安全週間は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、昭和3年から実施され、今年で88回目を迎えます。

労働災害は長期的には減少していますが、平成26年上半期は労働災害が大幅に増加し、8月に緊急対策を講じたものの、平成26年の労働災害は前年を上回る結果となりました。

この増加の背景には、消費税増税前の駆け込み需要や大雪の影響のほか、産業活動が活発化する中で人手不足が顕在化し、職場に潜む危険要因を察知できるだけの経験が無い未熟練労働者が増えていることや、企業の安全管理体制のほころびが想定されます。また、重篤な災害が少ない第三次産業においては、安全に対する意識が十分とは言い難い状況も考えられます。

これらの状況を踏まえ、安心して働くことができる職場づくりを目指すに当たり、職場をあげて危険箇所を発見し、速やかに労働災害防止対策を講じることを通じて事業場の安全意識を醸成していきます。

主唱者：厚生労働省、中央労働災害防止協会

奈良県の労働経済主要指標

<労働者の動き（新規求人倍率、有効求人倍率は季節調整値）>

	人口 (年度は10月1日)	新規 求職数	新規 求人数	新規 求人倍率	有効 求職数	有効 求人数	有効求人倍率 < ()内は全国値>
平成24年度	1,389,690	66,358	79,392	1.20	292,562	210,315	0.72 (0.82)
25年度	1,383,549	62,400	83,829	1.34	270,251	226,474	0.84 (0.97)
26年度	1,376,466	60,541	82,362	1.36	253,048	225,223	0.89 (1.11)
平成26年11月	1,376,164	3,773	5,661	1.18	19,914	18,268	0.86 (1.12)
12月	1,375,737	3,301	5,366	1.30	18,189	17,058	0.86 (1.14)
平成27年1月	1,375,351	5,472	7,925	1.48	18,836	18,292	0.90 (1.14)
2月	1,374,285	5,316	6,982	1.34	19,993	18,949	0.88 (1.15)
3月	1,373,158	5,546	7,060	1.40	21,550	19,996	0.90 (1.15)
4月	1,371,456	6,686	7,520	1.50	22,501	19,440	0.93 (1.17)

(奈良労働局主要統計・指標より)

<賃金・労働時間の動き（年平均、月平均 事業所規模5人以上）>

	賃金 (円)		労働時間 (時間)	
	現金給与総額	きまって支給する給与	総実労働時間	所定外労働時間
平成24年	262,429	223,192	137.5	8.3
25年	261,524	222,481	137.1	8.2
26年	264,538	223,388	136.4	8.1
平成26年10月	229,499	225,603	138.3	8.3
11月	230,748	226,527	137.8	8.5
12月	448,034	225,218	136.0	8.4
平成27年1月	226,980	221,027	123.2	7.2
2月	224,545	222,439	131.8	7.2
3月	231,201	221,805	134.1	7.5

(毎月勤労統計調査地方調査より)

なら労働時報 通巻353号 平成27年7月1日発行

発行 奈良県産業・雇用振興部雇用労政課 〒630-8501 奈良市登大路町30

電話 0742-27-8828 FAX 0742-27-2319 <http://www.pref.nara.jp/1664.htm>